

傷害共済事業規約

神戸市民生活協同組合

設定

平成 12 年 5 月 30 日認可

一部変更

平成 18 年 5 月 26 日認可

一部変更

平成 19 年 5 月 31 日認可

一部変更

平成 20 年 5 月 28 日認可

一部変更

平成 21 年 7 月 31 日認可

一部変更

平成 22 年 3 月 15 日認可

一部変更

平成 25 年 3 月 21 日認可

一部変更

平成 26 年 6 月 27 日認可

一部変更

平成 27 年 7 月 22 日認可

一部変更

令和元年 7 月 25 日認可

一部変更

令和 2 年 7 月 10 日認可

目次

第1章	総則		
第1節	通則		
	(第1条～第4条)	1
第2節	共済契約関係者		
	(第5条～第7条の3)	1
第3節	共済契約の締結		
	(第8条～第14条)	4
第4節	共済金の請求および支払い		
	(第15条～第22条)	7
第5節	共済契約の終了		
	(第23条～第29条)	8
第6節	共済契約関係者の異動等		
	(第30条～第36条)	11
第2章	基本契約		
	(第37条～第39条)	12
第3章	入院特約		
	(第40条～第42条)	13
第4章	通院特約		
	(第43条～第45条)	13
第5章	事業の実施方法		
	(第46条～第52条)	14
附則		15
別表第1	重度障害の定義	16
別表第2	「不慮の事故の定義とその範囲」	17

傷害共済事業規約

第1章 総則

第1節 通則

(通則)

第1条 神戸市民生活協同組合(以下「この組合」といいます。)は、この組合の定款の定めによるほか、この規約の定めにより、この組合の定款第68条第1項第5号に掲げる事業を実施します。

(事業)

第2条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた不慮の事故を直接の原因とする死亡および重度障害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業(以下「基本契約」といいます。)を行います。

2 この組合は、前項の事業に附帯する事業として、被共済者につき、共済期間中に生じた不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする入院または通院を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業(以下「特約」といいます。)を行います。

(特約の附帯)

第3条 基本契約を締結したときに限り、同時に特約を附帯できます。

(傷害共済および医療共済の契約の型)

第3条の2 医療共済は、その内容に応じて、この組合が定める傷害共済事業規約に個人定期生命事業規約および傷病等医療共済事業規約を単独もしくは複数組合わせて適用します。

2 この組合は、傷害共済について、傷害共済の基本契約と特約の組合せ、共済掛金額および共済金額を明示したコース(以下「傷害共済の契約の型」といいます。)を傷害共済事業実施規則(以下「規則」といいます。)に定めます。

3 この組合は、医療共済について、第1項各規約の基本契約と特約の組合せ、共済掛金額および共済金額を明示したコース(以下「医療共済の契約の型」といいます。)を規則に定めます。

(共済期間)

第4条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日(以下「発効日」といいます。)から1年とします。ただし、発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を発効日の年応当日が属する月の末日まで延長することができます。

第2節 共済契約関係者

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、この組合の組合員および組合員と同一の世帯に属する者以外の者と共済契約を締結しません。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者となることができる者は、共済契約の発効日において、次の各号のいずれかに該当する者です。

(1) 共済契約者

(2) 共済契約者の配偶者(内縁関係にある者および同性パートナーを含みます。ただし、共済契約者に婚姻または内縁関係にある者および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じとします。)

(3) 共済契約者と生計を共にする上記以外の 2 親等内の親族

2 第 3 条の 2(傷害共済および医療共済の契約の型)第 3 項の被共済者となることのできる者の年齢は、共済契約発効日における年齢が満 0 歳から満 85 歳未満までとします。ただし、満 76 歳以上のものが被共済者となることができるのは、満 75 歳以前から継続して被共済者となっているものに限りです。

3 前 2 項に掲げる要件をみたし、第 3 条の 2(傷害共済および医療共済の契約の型)第 3 項に該当する契約を締結するときは、規則に定める告知事項に該当する場合は被共済者となることできません。ただし、共済契約者が共済期間の満了する共済契約を継続してあらたに共済契約の申込みをしようとする場合において、当該満了する共済契約の被共済者であった者については、告知事項に該当する場合であっても、被共済者になることができます。

(共済金受取人)

第 7 条 共済契約による共済金受取人は共済契約者です。

2 被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を、死亡共済金受取人といいます。

3 第 1 項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡したときの死亡共済金受取人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順序です。さらに、第 2 号から第 5 号に掲げる者の順位は、それぞれ各号に掲げる順序です。

(1) 共済契約者の配偶者

(2) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

(3) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

(4) 第 2 号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

(5) 第 3 号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

4 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、共済契約者は特に必要がある場合に限り、被共済者の同意(被共済者が未成年の場合には、法定代理人の同意とします。以下同様です。)を得て、この組合に書面により通知して、次の各号に該当する者に死亡共済金の受取人を指定または変更することができます。ただし、共済事由の発生後は、その指定または変更はできません。

(1) 共済契約者の親族

(2) その他規則に定めている理由により、前号に準ずると認められた者

5 前項に規定する死亡共済金受取人の指定または変更は、この組合の定める所定の書面で通知しなければなりません。

6 死亡共済金受取人の指定または変更は、前項による書面がこの組合に到着したときは、共済契約者が書面を発したときから、その効力が発生します。

7 第 5 項による通知がこの組合に到達する前に、この組合がすでに指定前または変更前の死亡共済金受取人に死亡共済金を支払っているときは、重複して死亡共済金を支払いません。

8 この組合は、第 4 項の指定または変更がなされた場合は、その後に共済契約が更新されたときも同一の内容で死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

9 第 4 項および前項の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が共済事故発生以前に死亡し、その後新たな指定または変更がなされない場合には、第 1 項および第 3 項に定める順位および順序によります。

10 本条において、同順位の死亡共済金受取人が 2 人以上あるときは、同順位の死亡共済金受

取人が代表者1人を選定するものとします。この場合において、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表して請求するものとします。

11 前項において、代表者1人を選定できなかった場合は、各死亡共済金受取人の受取分は、平等の割合とします。ただし、遺言により死亡共済金を受取るべき割合が明記されている場合などはこの限りではありません。

12 第10項の規定によりこの組合が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この組合は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。

13 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の相続人を共済金受取人とします。

(遺言による死亡共済金受取人の変更)

第7条の2 前条に規定するほか、共済契約者は共済金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、共済契約に定める共済金受取人の範囲で死亡共済金受取人を変更することができます。この場合に、被共済者の同意を得なければ、その変更は効力を生じません。

2 前項の死亡共済金受取人の変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人(遺言執行者を含みます。以下、この条において同じとします。)がこの組合に通知しなければ、これをこの組合に対抗することができません。この場合に、その通知がこの組合に到達する前にこの組合が既に変更前の死亡共済金受取人に死亡共済金を支払っているときは、重複して死亡共済金を支払いません。

3 前項の通知は、規則に定める必要書類によるものとします。

(共済金受取人の代理人)

第7条の3 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この組合に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者を指定代理請求人として指定または変更することができます。

- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の3親等内の親族
- (3) 共済契約者の配偶者の3親等内の親族
- (4) その他規則に定めている理由により、前3号に準ずると認められた者

2 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、規則に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの組合に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、この組合は、規則に定める方法で共済金を支払います。

3 第1項に規定する指定代理請求人の指定または変更は、この組合の定める所定の書面で通知しなければなりません。

4 指定代理請求人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による指定または変更は効力を失います。

- (1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 第30条(共済契約による権利義務の承継)の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき。
- (3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき。

5 この組合は、第1項の指定または変更がなされた場合には、その後に共済契約が更新されたと

きも同一の内容で指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

6(1) 共済金受取人に共済金を請求出来ない事情がある場合で、次のアからエのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第 3 号に定めるいずれかの者(以下「代理請求人」といいます。)が、共済金の請求をすることができます(エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。)。なお、この組合は、規則に定める方法で共済金を支払います。

ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合

イ. 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合を含みません。)

ウ. 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合

エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合(共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合)

(2) 代理請求人は、規則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情を示す書類をもってこの組合に通知し、この組合の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。

(3) 前 2 号に定める代理請求人とは、次のアからエのいずれかの者をいいます。

ア. 共済金受取人の配偶者

イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の 3 親等内の親族

ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の配偶者の 3 親等内の親族

エ. アからウに該当する者がいない場合またはアからウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、アからウ以外の共済金受取人の 3 親等内の親族

7 この組合がすでに共済金を支払っているときは、この組合は、他の共済金受取人または代理人には重複して共済金を支払いません。

8 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人を共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第 3 節 共済契約の締結

(重要事項の提示)

第 8 条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」といいます。)および共済契約者に注意を喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」といいます。)をあらかじめ正確に提示します。

2 前項に規定する契約概要および注意喚起情報とは次に掲げるものとします。

(1) 契約概要

ア. 当該情報が「契約概要」であること

イ. 共済契約のしくみ

ウ. 保障内容

エ. 付加できる主な特約とその概要

オ. 共済期間

カ. 引受条件(共済金額)

- キ. 共済掛金に関する事項
- ク. 共済掛金の払込みに関する事項
- ケ. 解約返戻金の有無等に関する事項

(2) 注意喚起情報

- ア. 当該情報が「注意喚起情報」であること
- イ. クーリング・オフに関する事項
- ウ. 告知義務等の内容
- エ. 責任開始期
- オ. 主な免責事由
- カ. 共済掛金の支払猶予期間等
- キ. 解約と解約返戻金の有無
- ク. 契約の無効・取消し・解除・消滅
- ケ. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(共済契約の申込みおよび締結)

第9条 共済契約申込者は、被共済者の同意を得て次に掲げる事項を共済契約申込書に記入し、提出(以下「申込日」といいます。)することにより申込みとし、第1回の共済掛金(以下「初回掛金」といいます。)を第12条の2(共済掛金の払込経路)による方法により払い込むものとします。

- (1) 共済金額
- (2) 共済掛金の払込方法
- (3) 共済契約者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- (5) 告知事項(共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事柄のうち、この組合が質問する事項で規則に定めるものをいいます。以下同じとします。)に対する被共済者の回答
- (6) 第7条(共済金受取人)第4項による死亡共済金受取人の指定および変更
- (7) その他この組合が必要と認めた事項

2 この組合は、前項の申込みがあったときは、共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、共済契約申込者に通知します。ただし、共済契約の申込みを承諾した場合は次に掲げる事項を記載した共済契約証書および共済契約に関する諸事項等を記載した書面の交付をもってその通知に代えます。この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

- (1) この組合の名称
- (2) 共済契約および共済事故の種類
- (3) 共済金額(給付の額)
- (4) 共済掛金額およびその払込方法
- (5) 共済期間およびその始期・終期
- (6) 共済契約者および被共済者の氏名、生年月日、性別および住所
- (7) 共済契約証書の発行日
- (8) 死亡共済金受取人
- (9) 指定代理請求人
- (10) 特別条件付加入制度

(共済契約の成立および効力の発生)

第 10 条 この組合が、前条(共済契約の申込みおよび締結)の申込みを承諾したときは、その申込日に共済契約は成立したものとみなし、かつ、初回掛金の払込みのあった日の翌日の午前零時からその共済契約(以下「初回契約」といいます。)の効力が発生します。ただし、共済期間が満了する共済契約を更新する場合は、更新する前の共済契約の満了日の翌日午前零時から効力が発生します。

(共済掛金の払込方法)

第 11 条 共済掛金の払込方法は、傷害共済の契約の型については年払い、医療共済の契約の型については月払いです。

- 2 共済契約者は、この組合が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。
- 3 第 2 回目以後の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- 4 この組合は、前項の規定にかかわらず、第 2 回目以後の共済掛金の払込みについては、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日(以下「払込期日」といいます。)までとすることができます。

(共済掛金の払込猶予期間)

第 12 条 第 2 回目以後の共済掛金の払込みについて、共済契約者のやむを得ない事情による場合、この組合は、払込期日から2か月の猶予期間を設けるものとします。

(共済掛金の払込経路)

第 12 条の 2 第 11 条(共済掛金の払込方法)および前条に定める共済掛金の払込みは、次の方法によりおこなうものとします。

- (1) 傷害共済の契約の型(年払い)
規則第 35 条(共済掛金口座振替扱特則)に定める方法
- (2) 医療共済の契約の型(月払い)
規則第 35 条(共済掛金口座振替扱特則)または規則第 36 条(共済掛金クレジットカード払特則)に定めるいずれかの方法

(共済契約の更新)

第 13 条 この組合は、共済期間の満了する共済契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思または変更等の申し出がなされない場合は、規則に定める医療共済および傷害共済の契約の型を継続する申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約の更新はできません。

- (1) 更新日において、共済契約者が第 5 条(共済契約者の範囲)に定める共済契約者の範囲外である場合
- (2) 更新日において、被共済者が第 6 条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外である場合
- (3) その他、規則に定める場合

2 前項の規定にかかわらず、規約または規則に変更があったときは、共済契約の更新日における変更後の規約または規則による内容への変更を行い、共済契約を更新します。

3 共済契約者は、共済契約の更新にあたって、被共済者が規則に定める告知事項に該当する場合は、共済金額を増額できません。

4 第 1 項および第 2 項の規定により更新する共済契約(以下「更新契約」といいます。)の初回掛金は、更新日の前日までに払い込まなければならないものとします。この場合、前条(共済掛金の

払込猶予期間)の規定を準用することとし、更新契約の初回掛金が猶予期間中に払い込まれないときは、当該共済契約は更新されなかったものとします。

5 この組合は、更新契約の共済契約証書について、更新前の共済契約の共済契約証書をもって代えることができます。ただし、第 31 条(共済契約者の通知義務)により変更の通知があった場合、この組合は当該変更事項を記載した共済契約証書を契約者に交付します。

(質入れ等の禁止)

第 14 条 共済契約者は、共済金、返戻金および割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することができません。

第 4 節 共済金の請求および支払い

(共済金の支払請求)

第 15 条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この組合に通知し、共済金支払請求書と規則に定める添付書類をこの組合に提出し、共済金の支払いを請求するものとします。

(共済金の支払い)

第 16 条 この組合は、共済契約者または共済金受取人が共済金の支払請求手続きを完了した日(この組合に前条の書類が到着した日とします。以下この条において同じです。)から 30 日以内に共済金を支払います。ただし、次の各号の日は 30 日に含みません。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日

2 この組合は、共済金の支払のために次の事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までこの組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、前項の規定にかかわらず共済金の支払請求手続きを完了した日から 45 日以内に、共済金の支払いに必要な次に掲げる事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無

共済金が支払われる事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

- (2) 共済金が支払われない事由の有無

共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

- (3) 共済契約の効力の有無

この共済契約において規定する解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

3 前項各号の確認をするため、次の各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の支払請求手続きを完了した日から次の各号のいずれかの日数(2つ以上の号に該当する場合は、当該各号のうち最も長い日数とします。)を経過する日までに共済金を支払います。この場合、この組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金受取人に対して通知するものとします。

- (1) 前項各号の事項を確認するための、弁護士法その他法令にもとづく照会 180 日
- (2) 前項各号の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180 日
- (3) 前項各号の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日

- (4) 災害救助法が適用された被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60 日
- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

4 第 2 項または第 3 項の必要な事項の確認に際し、次の各号のいずれかに該当した場合には、これにより遅延した期間は、第 2 項または第 3 項の日数に含めません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合。
- (2) この組合が被共済者の診断を求めた場合に、共済契約者または被共済者または共済金受取人が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げたとき。

5 この組合は、第 12 条(共済掛金の払込猶予期間)の猶予期間中に共済金の支払事由が生じたときは、支払うべき共済金の額から未払込共済掛金を差し引いた額を支払うことができます。

(生死不明の場合の共済金の支払い)

第 17 条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合、規則の定めるところにより被共済者を死亡したものと推定したときは、被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払います。

(共済金の返還)

第 18 条 前条(生死不明の場合の共済金の支払い)の規定により、当該被共済者の生死が不明の場合において、この組合が共済金を支払った後に当該被共済者の生存が判明したときは、共済金受取人はすでに支払われた共済金をこの組合に返還しなければなりません。

(時効)

第 19 条 共済金受取人が共済金を請求する権利は、これを行使することができる時から 3 年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

(共済金の支払義務を免れる場合)

第 20 条 この組合は、共済金受取人が共済金請求の書類に故意に虚偽のことを記載し、またはこれらの書類を偽造したり変造した場合は、共済金を支払う義務を免れます。

(指定職業に従事中の共済事故)

第 21 条 この組合は、被共済者が、規則に定める職業(以下「指定職業」といいます。)に従事している場合において、その職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときには共済金を支払いません。

(戦争その他非常な出来事の場合)

第 22 条 この組合は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合は、共済金の支払総額が当該共済事業の異常危険準備金の額をこえない範囲で、共済金を削減して支払うことができるものとします。

第 5 節 共済契約の終了

(共済契約の失効)

第 23 条 第 12 条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共済契約は消滅します。この場合、この組合はその旨を共済契約者に通知します。

(共済契約の解約)

第 24 条 共済契約者は、共済契約を将来に向かって解約することができます。

2 前項の規定による解約のこの組合への通知は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日の午前零時から発生するものとします。

(被共済者による解約請求)

第 24 条の 2 被共済者が共済契約者以外の者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解約を請求できます。

(1) 第 27 条の 2(重大事由による解除)第 1 号または第 2 号に掲げる事由がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(3) 共済契約者と被共済者との親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第 9 条(共済契約の申込みおよび締結)の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

2 前項の請求があった場合、共済契約者は当該被共済者にかかる共済契約を解約することができます。

(共済契約の無効)

第 25 条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には無効とします。

(1) 発効日において、共済契約に関し共済契約者が第 5 条(共済契約者の範囲)の共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第 6 条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外のととき。

(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき。

(3) 共済契約者が、この組合の定める共済金額の最高限度をこえて加入した場合は、その超過した部分

(4) 被共済者の同意を得ていなかったとき。

(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき。

2 前項各号の場合、この組合は当該共済契約についてすでに払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

3 共済契約が無効の場合において、すでに共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

(詐欺または脅迫による共済契約の取消し)

第 26 条 この組合は、共済契約の締結に際して共済契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたときは、当該共済契約を取消します。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返還しません。

(告知義務違反等による解除)

第 27 条 この組合は、共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち、告知事項に対する回答その他この組合の危険の測定に関係のある重要な事実(以下「告知事項等」といいます。)をかくしたり、いつわって契約の申込をしたとき、または第 31 条第 2 項に規定する重複契約がある場合であって、この組合が同条の規定による承認の裏書をしていないときは、将来に向かってその共済契約を解除することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は解除しません。

(1) この組合がいつわったり、かくしたりした事実のあることを知っていたとき、または過失によりこれを知らなかったとき。

(2) この組合のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者(以下「共済媒介者」といいます)

す。)が、共済契約者または被共済者の告知事項等の告知を妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、告知事項等の事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき。

2 前項第 2 号および第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても、共済契約者または被共済者が告知事項等の事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には適用しません。

3 第 1 項の規定による解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には消滅します。

(1) この組合が解除の原因を知ったときから 1 か月を経過したとき。

(2) 解除の原因に該当した最初の共済契約の発効日から 2 年以内に当該被共済者にかかる共済事故が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき。

(3) 解除の原因に該当した最初の共済契約の締結のときから 5 年を経過したとき。

(重大事由による解除)

第 27 条の 2 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、当該共済契約を解除することができます。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとしたこと。

(2) 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの組合、他の共済団体および保険会社から重大事由により契約の解除をされた場合等で、この組合が共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由があると認められること。

(取消しまたは解除の通知)

第 27 条の 3 この組合は、第 26 条(詐欺または脅迫による共済契約の取消し)に規定する取消しまたは第 27 条(告知義務違反等による解除)および第 27 条の 2(重大事由による解除)に規定する解除の通知を書面により共済契約者に対して行います。ただし、共済契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、この組合は被共済者または共済金受取人に対して通知します。

(解除の効力)

第 27 条の 4 第 27 条(告知義務違反による解除)および第 27 条の 2(重大事由による解除)に規定する共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済契約を解除した場合は、当該各号に定める事由に基づき共済金を支払いません。

(1) 第 27 条 解除がされたときまでに発生した共済事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生

した共済事故についてはこの限りではありません。

(2) 第 27 条の 2 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされたときまでに発生した共済事故。

3 第 1 項の規定によって共済契約が解除されたときには、共済契約者はこの組合に対して未経過共済期間に対応する共済掛金を請求することができます。

4 この組合は、第 1 項に規定する解除を行った場合において、すでに当該共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(共済契約の消滅)

第 28 条 被共済者が死亡した場合はそのときをもって、または重度障害共済金が支払われた場合は重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅するものとします。

(解約・解除の場合の共済掛金の返還)

第 29 条 この組合は、傷害共済の契約の型による共済契約の場合、第 24 条(共済契約の解約)で規定する共済契約の解約または第 27 条(告知義務違反による解除)および第 27 条の 2(重大事由による解除)で規定する共済契約の解除に際しては、解約または解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の 12 分の 1 を乗じた額を共済契約者に払い戻すことができます。なお、未経過共済期間が 1 か月に満たない場合は、共済掛金の払戻しはありません。

第 6 節 共済契約関係者の異動等

(共済契約による権利義務の承継)

第 30 条 共済契約者は、被共済者の同意およびこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができるものとします。

2 共済契約者が死亡した場合または重度障害となった場合は、当該共済契約の被共済者が、この組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合は、被共済者の同意およびこの組合の承諾を得て、第三者が承継できるものとします。

3 前 2 項の場合において、共済契約の承継人となる者は、この組合の組合員とならなければなりません。

(共済契約者の通知義務)

第 31 条 共済契約の成立後、次の各号に掲げる事項の変更が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく書面により、その旨をこの組合に届け出なければならないものとします。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 共済金受取人の氏名
- (4) 共済掛金の払込場所

2 共済契約者または被共済者は、共済契約の成立後、身体の傷害を事故とする法律に基づく他の契約または特約(以下「重複契約」といいます。)を締結するときはあらかじめ、重複契約があることを知ったときは遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済契約証書に承認の裏書きを請求しなければなりません。

(必要事項の報告)

第 32 条 共済契約者は、この組合が、被共済者の傷病もしくは障害および就業の状況その他共済

契約の維持または共済金の支払いに必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。

(通知および報告の不履行)

第 33 条 この組合は、共済金の請求がなされた場合において、共済契約者が前 2 条の通知または報告を正当な理由なくおこたったときは、その通知または報告がなされるまでの期間について、この組合は遅延の責任を負いません。

(共済契約者に通知できない場合)

第 34 条 この組合から共済契約者に通知する場合において、共済契約者の所在不明、その他の理由により共済契約者に通知できない場合、この組合は被共済者または共済金受取人に対する通知によって行うものとする。

(共済金を支払わない場合)

第 35 条 この組合は、基本契約、入院特約、通院特約において、共済事故が次の各号のいずれかによって発生した場合は、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被共済者の犯罪行為または闘争行為
- (3) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (4) 被共済者の法令に定める酒気帯び運転、最高速度違反(時速 25 km以上の速度超過)、信号無視もしくはこれらと同等の運転または運転中における遮断中もしくは警報中の踏切への侵入を原因とする事故
- (5) 被共済者の精神障害、泥酔または薬物依存を原因とする事故
- (6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (7) 被共済者が規則に定める危険な運動等を行っている間に生じた事故
- (8) 被共済者が自動車・原動機付自転車またはモーターボートによる競技・競争・興行(いずれも練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間に生じた事故
- (9) 航空運輸事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被共済者が操縦している間に生じた事故

2 この組合は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、入院共済金を支払いません。

(他の障害または疾病の影響)

第 36 条 被共済者が不慮の事故により傷害を被ったときすでに存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により傷害が重大になったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して共済金を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療をおこたり、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療を受けさせなかったため傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第 2 章 基本契約

(基本契約共済金額)

第 37 条 基本契約 1 口についての共済金額は、10 万円とします。

2 基本契約共済金額の最高限度は、被共済者 1 人につき 100 万円とします。

(基本契約共済掛金額)

第 38 条 基本契約 1 口についての共済掛金の額は、別紙第 1「基本契約共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額とします。

(死亡共済金および重度障害共済金)

第 39 条 この組合は基本契約において、被共済者が共済期間中に発生した別表第 2 に掲げる不慮の事故によって傷害を被り、その直接の結果としてその事故の日から起算して 180 日以内に死亡し、または別表第 1 に掲げる重度障害の状態となった場合には、死亡共済金または重度障害共済金として基本契約共済金額に相当する金額を支払います。

第 3 章 入院特約

(入院特約共済金額)

第 40 条 入院特約 1 口についての共済金額は、100 円とします。

2 入院特約共済金額の最高限度は、被共済者 1 人につき 10,000 円とします。

(入院特約共済掛金額)

第 41 条 入院特約 1 口についての共済掛金の額は、別紙第 1 の 2「入院特約共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額とします。

(入院共済金)

第 42 条 この組合は、被共済者が共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。)に発生した別表第 2 に掲げる不慮の事故により傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力に滅失をきたし、その傷害の治療を目的として病院または診療所に入院したときは、事故の日から 180 日を限度として、1 日につき入院共済金日額を入院共済金として支払います。

2 前項の入院共済金が支払われる入院日数は、通院と合わせ通算 730 日を限度とします。

3 被共済者が、第 1 項に規定する入院(以下、この項において「当初の入院」といいます。)の期間中新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入院共済金を支払いません。

4 医師が退院してもさしつかえないと認めた日の翌日以後の入院に対しては、入院共済金を支払いません。

5 この組合は、入院共済金と死亡共済金または入院共済金と重度障害共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第 4 章 通院特約

(通院特約共済金額)

第 43 条 通院特約 1 口についての共済金額は、100 円とします。

2 通院特約共済金額の最高限度は、被共済者 1 人につき 3,000 円とします。

(通院特約共済掛金額)

第 44 条 通院特約 1 口についての共済掛金の額は、別紙第 1 の 3「通院特約共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額とします。

(通院共済金)

第 45 条 この組合は、被共済者が共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新後の 1 共済期間を含みます。)に発生した別表第 2 に掲げる不慮の事故により傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、その傷害の治療を目的として病院または診療所にて 5

日以上治療を受けたときは、その事故の日から起算して180日以内の実通院日数(往診日数を含みます。以下同じとします。)に対し、1日につき、通院共済金日額を通院共済金として支払います。

- 2 前項の通院共済金が支払われる実通院日数は、同一の不慮の事故による通院について90日を限度とし、かつ、入院と合わせ通算して730日を限度とします。
- 3 被共済者が、第1項に規定する通院を行っている期間中新たに他の傷害を被ったとしても、通院共済金を支払いません。
- 4 被共済者が、第42条(入院共済金)に規定する入院共済金が支払われる入院中に通院した場合には、その入院と重複する通院日については、通院共済金を支払いません。
- 5 被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以後の通院および医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき以後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- 6 この組合は、通院共済金と死亡共済金または通院共済金と重度障害共済金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第5章 事業の実施方法

(支払備金および責任準備金)

第46条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積立てるものとします。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は別紙第2「責任準備金額算出方法書」において定める方法により算出した額とします。
- 3 異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合に取崩すことができます。ただし、この組合の業務または財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合には、この条に規定する基準によらないで積立てまたは取崩しを行うことができます。

(異議申立ておよび審査委員会)

第47条 共済契約者または共済金受取人は、共済契約の取扱いまたは共済金の支払いについてこの組合に異議があるときは、この組合におく審査委員会に対し異議の申立てをすることができます。

- 2 前項の異議の申立ては、共済契約の取扱いまたは共済金の支払いについてのこの組合の決定があったことを知った日の翌日から30日以内に、書面をもって行わなければなりません。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申し立てをした者に通知しなければなりません。
- 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則の定めるところによります。

(業務委託)

第48条 この組合は、次の各号の業務については他の法人または団体等の第三者に委託することができます。

- (1) 共済掛金および共済金等の共済契約にかかる現金の出納の代行
- (2) 共済事故による損害の調査
- (3) 共済契約者あての通知文書等の印刷および送付
- (4) 共済金の請求に際し、被共済者の病名、病状、治療内容、既往症、病歴、その他関連事項お

よび事故内容に関する調査

(事業の休止または廃止)

第 49 条 この組合は、共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該共済事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を受けるものとします。

2 この組合は、共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合において、その理由および当該共済事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、前項の共済契約者の同意が得られないときは、兵庫県知事の承認を受けて、当該共済契約を解除することができます。

(規則)

第 50 条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他事業の執行について必要な事項は規則で定めます。

(規約の変更および周知)

第 51 条 この組合は、法令の改正や社会情勢の変化およびその他の事情により、この規約(別紙「算出方法書」各種、これらにかかる条項を除きます。)を変更する必要がある場合は、この規約を変更することにより、変更後のこの規約の条項について、共済契約者と合意があったものとみなし、共済契約者と個別の合意をすることなく保障内容、免責事由または諸手続き等の内容を変更することができます。

2 前項の場合において、この組合は、変更後の規約および規約の発効時期をこの組合のホームページへ掲載する等の方法により周知するものとします。

3 この組合は、第 1 項の規定により変更される内容については、共済契約の満了日以後の更新契約および規則に定める更改契約から適用するものとします。

(準拠法)

第 52 条 この規約および規則に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則

1 この規約の一部変更は、行政庁の認可日(令和 2 年 7 月 10 日)から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用します。

別表第 1

重度障害の定義

- 1 重度障害とは、疾病または不慮の事故によって、労働基準法施行規則別表第 2 の身体障害等級表の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると、医師が診断したものをいいます。
- 2 身体障害等級およびその内容
 - (1) 第 1 級障害
 - ①両眼が失明したもの
 - ②そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
 - ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ⑥両上肢を肘関節以上で失ったもの
 - ⑦両上肢の用を全廃したもの
 - ⑧両下肢を膝関節以上で失ったもの
 - ⑨両下肢の用を全廃したもの
 - (2) 第 2 級障害
 - ①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
 - ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの
 - ②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - ②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - ③両上肢を腕関節以上で失ったもの
 - ④両下肢を足関節以上で失ったもの
 - (3) 第 3 級障害
 - ②そしゃくまたは言語の機能を廃したもの
 - ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

別表第 2

「不慮の事故の定義とその範囲」

- 1 不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
- 2 不慮の事故の範囲は次のものをいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によります。

	分類項目	基本分類コード
1	交通事故により受傷した歩行者	V01～V09
2	交通事故により受傷した自転車乗員	V10～V19
3	交通事故により受傷したオートバイ乗員	V20～V29
4	交通事故により受傷したオート三輪車乗員	V30～V39
5	交通事故により受傷した乗用車乗員	V40～V49
6	交通事故により受傷した軽トラック乗員又はバン乗員	V50～V59
7	交通事故により受傷した大型輸送車両乗員	V60～V69
8	交通事故により受傷したバス乗員	V70～V79
9	その他の陸上交通事故	V80～V89
10	水上交通事故	V90～V94
11	航空及び宇宙交通事故	V95～V97
12	その他及び詳細不明の交通事故	V98～V99
13	転倒・転落・墜落	W00～W19
14	生物によらない機械的な力への曝露	W20～W49
15	生物による機械的な力への曝露	W50～W64
16	不慮の溺死及び溺水	W65～W74
17	その他の不慮の窒息 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の各号に定めるものは除く (1)胃内容物の誤えん<嚥><吸引>W78 (2)気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>W79 (3)気道閉塞を生じたその他の物体の食物の誤えん<嚥><吸引>W80	W75～W84
18	電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露 ただし、次号に該当するものは除く (1) 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露 W94	W85～W99
19	煙、火及び火災への曝露	X00～X09
20	熱及び高温物質との接触	X10～X19
21	有毒植物との接触	X20～X29
22	自然の力への曝露 ただし、次の各号に該当するものは除く (1)自然の過度の高温への曝露 X30 (2)自然の過度の低温への曝露 X31 (3)日光への曝露 X32	X30～39

23	無理ながんばり、旅行及び欠乏状態(X50～X57)中の無理な がんばり及び激しい運動又は反復性の運動	X50
24	その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露	X58～X59
25	加害にもとづく傷害及び死亡	X85～Y09
26	法的介入及び戦争行為 ただし、次号に該当するものは除く (1)合法的処刑 Y35.5	Y35～Y36
27	治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び 生物学的製剤 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除く	Y40～Y59
28	外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除く	Y60～Y69
29	患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他 の医学的処置で、処置時には事故の記載が無いもの	Y83～Y84

3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次の感染症は不慮の事故とみなします。

①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。) ④ペスト ⑤マールブルグ病 ⑥ラッサ熱 ⑦急性灰白髄炎 ⑧コレラ ⑨細菌性赤痢 ⑩ジフテリア ⑪腸チフス ⑫パラチフス ⑬腸管出血性大腸菌感染症 ⑭痘瘡 ⑮南米出血熱 ⑯結核 ⑰中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ⑱鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異する恐れが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限ります。)

基本契約共済掛金額算出方法書

傷害共済事業規約第 38 条に規定する基本契約 1 口についての共済掛金額(以下「単位基本契約共済掛金額」といいます。)は、次の 3 種類の掛金の合計額とします。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費および諸経費にあてられるべき付加掛金の額

1 純掛金

純掛金の額は、標準危険率に共済契約 1 口あたりの共済金額を乗じて得た額とします。

(1) 標準危険率の算出

①平均純危険率

傷害純死亡率および重度障害発生率を合計したものを平均純危険率とします。

ア 傷害純死亡率

平成 5 年人口動態統計をもとに「損傷および中毒」による死亡者数(自殺を除きます。)を同年の日本国総人口で除したものを傷害純死亡率とします。

$$\begin{aligned} \text{標準給付在院日数} &= \frac{38,493}{124,764,000} \\ &\doteq 0.0003085 \end{aligned}$$

イ 重度障害発生率

重度障害発生率は、傷害死亡発生率の 6%とします。

$$\begin{aligned} \text{重度障害発生率} &= 0.0003085 \times 0.06 \\ &\doteq 0.0000185 \end{aligned}$$

したがって平均純危険率は

$$0.0003085 + 0.0000185 = 0.0003270$$

②安全率による修正

平均純危険率に安全率を加えたものを標準危険率とします。

安全率は、平均純危険率に対する今後 3 年間に見込まれる平均加入者数による標準偏差の 3 倍とします。

$$\begin{aligned} \text{安全率} &= 3 \sqrt{\frac{0.0003270(1-0.0003270)}{30,000}} \\ &\doteq 0.0003131 \end{aligned}$$

ゆえに標準危険率は

$$0.0003270 + 0.0003131 = 0.0006401$$

したがって純掛金の額は

$$0.0006401 \times 100,000 \text{ 円} = 64 \text{ 円}$$

2 異常危険準備掛金

異常危険準備掛金の額は、単位基本契約共済掛金額の 100 分の 3 とします。

3 付加掛金

付加掛金の額は、単位基本契約共済掛金額の 100 分の 28 とします。

したがって単位基本契約共済掛金額をXとすると

$$X = 64 \text{ 円} + \frac{3}{100} X + \frac{28}{100} X \quad \Leftrightarrow \quad 92.8 \text{ 円}$$

すなわち、単位基本契約共済掛金額は、単位共済掛金額表のとおりとなります。

入院特約共済掛金額算出方法書

傷害共済事業規約第 41 条に規定する入院特約 1 口についての共済掛金額(以下「単位入院特約共済掛金額」といいます。)は、次の 3 種類の掛金の合計額とします。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費および諸経費にあてられるべき付加掛金の額

1 純掛金

純掛金の額は、標準危険率に共済契約 1 口あたりの共済金額および標準給付在院日数を乗じて得た額とします。

(1) 標準危険率の算出

①平均純危険率

平成 5 年患者調査をもとに「損傷および中毒」(自殺を除きます。)による年間の退院患者総数を同年の日本国総人口で除して得た入院発生率を平均純危険率とします。

したがって平均純危険率は、

$$\frac{1,283,580(\text{人})}{124,764,000(\text{人})} \doteq 0.0102881$$

②安全率による修正

平均純危険率に安全率を加えたものを標準危険率とします。

安全率は、平均純危険率に対する今後 3 年間に見込まれる平均加入者数による標準偏差の 3 倍とします。

$$\text{安全率} = 3 \sqrt{\frac{0.0102881(1-0.0102881)}{30,000}}$$

$$\doteq 0.0017477$$

ゆえに標準危険率は

$$0.0102881 + 0.0017477 = 0.0120358$$

(2) 標準給付在院日数

在院期間ごとの退院患者(在院期間が 180 日をこえる者については、180 日在院者に含まれます。)の在院延べ日数を退院患者総数で除して得たものを標準給付在院日数とします。

したがって標準給付在院日数は、

$$\frac{3,271,950}{84,800} \doteq 39$$

ゆえに純掛金の額は、

$$0.0120358 \times 100 \text{円} \times 39 \text{日} \doteq 47 \text{円}$$

2 異常危険準備掛金

異常危険準備掛金の額は、単位入院特約共済掛金額の 100 分の 3 とします。

3 付加掛金

付加掛金の額は、単位入院特約共済掛金額の 100 分の 29 とします。

したがって単位入院特約共済掛金額をXとすると

$$X = 47 \text{ 円} + \frac{3}{100} X + \frac{29}{100} X \quad \Leftrightarrow \quad 69.1 \text{ 円}$$

すなわち、単位入院特約共済掛金額は、単位共済掛金額表のとおりとなります。

通院特約共済掛金額算出方法書

傷害共済事業規約第 44 条に規定する通院特約 1 口についての共済掛金額(以下「単位通院特約共済掛金額」といいます。)は、次の 3 種類の掛金の合計額とします。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費および諸経費にあてられるべき付加掛金の額

1 純掛金

純掛金の額は、標準危険率に共済契約 1 口あたりの共済金額および平均通院日数を乗じて得た額とします。

(1) 標準危険率の算出

①平均純危険率

平成 5 年患者調査をもとに入院発生率(入院特約共済掛金額算出方法書 1(1)①)に「損傷および中毒」の推計外来患者総数を、同入院患者総数で除した数(入院と外来の患者数の比率)を乗じて得たものを平均純危険率とします。

したがって平均純危険率は、

$$0.0102881 \times \frac{381,200}{122,300} \div 0.0320672$$

②安全率による修正

平均純危険率に安全率を加えたものを標準危険率とします。

安全率は、平均純危険率に対する今後 3 年間に見込まれる平均加入者数による標準偏差の 3 倍とします。

$$\text{安全率} = 3 \sqrt{\frac{0.0320672(1-0.0320672)}{30,000}} \\ \div 0.0030515$$

ゆえに標準危険率は

$$0.0320672 + 0.0030515 = 0.0351187$$

(2) 平均通院日数

給付対象期間(180 日)を、平成 5 年患者調査による再来患者の平均診療間隔で除して得たものを平均通院日数とします。

したがって平均通院日数は、

$$\frac{180}{3.9} \div 46 \text{ 日}$$

ゆえに純掛金の額は、

$$0.0351187 \times 100 \text{ 円} \times 46 \text{ 日} \div 162 \text{ 円}$$

2 異常危険準備掛金

異常危険準備掛金の額は、単位通院特約共済掛金額の 100 分の 3 とします。

3 付加掛金

付加掛金の額は、単位通院特約共済掛金額の 100 分の 30 とします。

したがって単位通院特約共済掛金額をXとすると

$$X = 162 \text{ 円} + \frac{3}{100} X + \frac{30}{100} X \quad \div \quad 241.8 \text{ 円}$$

すなわち、単位入院特約共済掛金額は、単位共済掛金額表のとおりとなります。

单位共济掛金額表

共济契約区分	純掛金	異常危険準備掛金	付加掛金	单位共济掛金額	
				年額	月額
基本契約	64.0	2.8	26.0	92.8	8.0
入院特約	47.0	2.1	20.0	69.1	5.9
通院特約	162.0	7.3	72.5	241.8	20.8

責任準備金額算出方法書

1 未経過共済掛金

未経過共済掛金の額は、次の 2 つの方法により算出した額のうち、いずれか多い額とします。

- (1) 当該事業年度において収入し、または収入することの確定した共済掛金のうち、当該事業年度において、まだ経過しない期間に対する部分の額を 12 分法で計算した合計額
- (2) 当該事業年度において収入し、または収入することの確定した共済掛金の合計額から、当該共済契約に基づき、当該共済年度において支払った共済金の額、当該共済契約のため事業年度末において積み立てるべき支払備金、および当該事業年度の事務費の合計額を控除した額

2 異常危険準備金

異常危険準備金の積立基準、積立限度および取崩基準は、消費生活協同組合法施行規程(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示 139 号)の定めによるものとします。